

電子提供措置の開始日 2025年6月4日

第131回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会計監査人の状況 ····· 1ページ

会社の体制および方針 ····· 2ページ

連結株主資本等変動計算書 ····· 5ページ

連結計算書類の連結注記表 ····· 6ページ

株主資本等変動計算書 ····· 14ページ

計算書類の個別注記表 ····· 15ページ

第131期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社中山製鋼所

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あづき監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	64百万円	
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円	
合計	65百万円	
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額		65百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画や監査報酬の見積書、およびその算定根拠などの資料につき説明を受け、前年度の会計監査の職務の遂行状況などを踏まえ、必要な検証を行ったうえで、計画内容、見積額が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりますので、①の金額にはその合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第37条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために、有限責任あづき監査法人が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第29条第2項第3号に定める公認会計士等の確認を実施しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当する場合、監査等委員会は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記に準じる場合、その他必要があると判断した場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）

- ① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を、グループ各社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づいて作成された各社ごとの役職員行動規範を周知徹底させる。
 - ・倫理ホットライン（内部通報制度）を活用して、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ・法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
 - ・内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
 - ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
 - ・財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
 - ・危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、取締役会付議基準に基づいて行う。また、毎年、各取締役等の自己評価なども参考にしつつ、取締役会の実効性を評価し、運営等について適切に見直しを行い、その結果の概要を開示する。
 - ・社外取締役は、その多様性確保に留意し、様々な分野に関する豊富な経験と高い見識や専門知識を有する者から選任するとともに、当社の定める社外役員の「独立性基準」に基づき、実質的な独立性を確保し得ないものは社外取締役として選任しない。また、監査等委員会ならびに社内各部門との連携強化を図る。
 - ・高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を構築するため、取締役会の下に、報酬・指名諮問委員会を設置する。
 - ・執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の実効性と執行役員による業務執行の効率性を高める。
 - ・当社の組織・業務運営については、本部長制を採用し、担当組織の業務執行に専念できる体制を構築する。
 - ・業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社および子会社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づき、グループ一体となった経営を行う。
 - ・子会社の経営上の重要な情報や判断に関する事項は、当社の社内規程に従い、直ちに当社取締役および担当部門に報告されるものとする。

- ・グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、定期的に開催しているグループ会社連絡会で情報の共有化を図る。
- ・内部監査部門は、グループ全体の内部統制を監査し、業務の適正を確保する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査等委員である取締役を補助すべき使用人として任命し、監査等委員会または選定監査等委員の指示による調査の権限を認める。

⑦ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査等委員会の意見を聞くものとする。

⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたこと理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社の取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ・子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、上記の事項等について遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ・当社および子会社の取締役および使用人等は、監査等委員会に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いは受けないものとする。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査等委員の求めに応じて、これを処理するものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。
- ・取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、監査等委員会または選定監査等委員が必要と認める会議への出席や取締役（監査等委員を除く。）等との意見交換、実地調査、子会社の調査、重要書類の閲覧などの便宜を図り、監査等委員会の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ・監査等委員会は、会計監査人および内部監査担当部門との間で、監査結果や、その他隨時必要な報告を受けるなど、緊密な連携をとることで、効率的な監査の実施を行う。

（2）運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制および方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めています。その運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス推進部署のもとで、主に役職員行動規範、情報管理規程、内部通報規程、倫理ホットライン等のコンプライアンス全般についての教育を行い、法令違反の未然防止に努めています。

② リスク管理体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催しています。定例の委員会では、年度ごとの全社的重点課題に対し、グループ全体での取り組み状況を調査・報告し、課題・対応策の協議・承認をしています。

また、グループについては、業務連携規程に基づき、当社グループ担当部署へ隨時重要事項の報告、情報共有を行っており、さらに当社取締役とグループ会社との連絡会を四半期に1回以上開催しています。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち2名が社外取締役）および監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役）で構成され、当事業年度は、取締役会を17回開催しています。また、当社は執行役員・本部長制度を採用しており、執行役員・本部長が業務執行をすることで、取締役は担当部門全体の把握が容易になり、監督機能が強化されています。取締役会の下部組織として、社外取締役を主要メンバーとして構成する任意の報酬・指名諮問委員会を設置し、当事業年度は同委員会を5回開催しており、取締役の評価・報酬や役員指名等を審議・答申しています。その他、業務執行に関する定例報告および重要事項等を審議・報告する経営会議を開催しています。

④ 監査等委員会の職務執行

当社の監査等委員会は、監査等委員である常勤取締役1名および監査等委員である社外取締役2名で構成し、当事業年度は監査等委員会を22回開催しています。

監査等委員である取締役は、取締役会を含む重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかその適法性および妥当性を監査しています。また、内部監査部門と連携し、必要に応じて取締役との面談、社内の各部署・グループ会社への往査を行い、監査の有効性の確保に努めています。

連結株主資本等変動計算書

第131期 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,044	7,841	72,895	△774	100,007
連結会計年度中の変動額					
剩余金の配当			△2,654		△2,654
土地再評価差額金の取崩			5,695		5,695
親会社株主に帰属する当期純利益				△0	△0
自己株式の取得				1	17
自己株式の処分		15			
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	15	3,041	1	3,058
当期末残高	20,044	7,857	75,936	△773	103,065

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	1,565	0	2,389	591	4,545	104,553
連結会計年度中の変動額						
剩余金の配当						△2,654
土地再評価差額金の取崩						5,695
親会社株主に帰属する当期純利益						△0
自己株式の取得						17
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△637	△0	△29	△134	△801	△801
連結会計年度中の変動額合計	△637	△0	△29	△134	△801	2,257
当期末残高	928	—	2,359	456	3,744	106,810

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[連結注記表]

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 中山通商(株)、三星商事(株)、三星海運(株)、中山興産(株)、三泉シャー(株)

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 澤野建設工業(株)、(株)サンマルコ、他4社

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社の数 1社

持分法適用会社の名称 日鉄ボルテン(株)

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称 非連結子会社：澤野建設工業(株)、(株)サンマルコ、他4社

関連会社：N S 北海製線(株)、他1社

持分法を適用していない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないためあります。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

I 有価証券

満期保有目的の債券 … 債却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 決算日の市場価格に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法によっております。

II デリバティブ

… 時価法によっております。

III 棚卸資産

… 主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

I 有形固定資産（リース資産を除く）

a. 2007年3月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によっております。

なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

b. 2007年4月1日以後に取得したもの

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 … 10～50年

機械及び装置 … 5～17年

II 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

III リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

I 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

II 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

III 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれる低濃度P C B廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

IV 解体撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産等の撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

V 関係会社事業損失引当金

関係会社に対する将来の損失に備えるため、当社グループが負担することとなる損失見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

I 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 過去勤務費用および数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

当社の一部及び連結子会社については、退職給付に係る期末自己都合要支給額又は年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

II 収益及び費用の計上基準

当社グループは鋼材製品又は商品の販売を主な事業とし、これらの製品又は商品の販売については、製品又は商品の引渡時点において顧客が当該製品又は商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、国内販売において出荷から顧客への引渡しまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループは、製品又は商品の販売において代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引の収益の認識において、収益を顧客から受け取る対価の総額で認識するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で認識するかを判断しております。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財を顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち「本人」）に該当するか、それらの財が当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち「代理人」）に該当するかを基準としております。当社グループが「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、収益を顧客から受け取る対価の総額で認識しております。当社グループが「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で認識しております。

ある取引において当社グループが本人に該当し、その結果、当該取引に係る収益を総額で認識することとなる場合の判断要素として、次の指標を考慮しております。

- ・ 当社グループが、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・ 特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。
- ・ 特定された財又はサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある。

III 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（譲渡制限付株式報酬制度）

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を、当連結会計年度の期首より適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首より適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

3 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において「その他」に含めて表示しております「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4 連結貸借対照表に関する注記

（1）受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	1,847	百万円
売掛金	31,564	
契約資産	8	

（2）流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額

契約負債	25	百万円
------	----	-----

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 106,471 百万円

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保資産の帳簿価額

I 工場財団組成物件の帳簿価額

土地	6,233	百万円
機械及び装置	13,799	
建物及び構築物	5,402	
工具、器具及び備品	373	
車両及び運搬具	3	
合計	25,813	

II 工場財団以外の帳簿価額

土地	8,206	百万円
建物及び構築物	611	
合計	8,817	

III 同上担保による債務残高

長期借入金（1年内返済含む） 7,062 百万円

② 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券 200 百万円

③ 中山名古屋共同発電㈱の操業等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券 9 百万円

(5) 保証債務

関係会社の金融機関借入金等について保証しております。

日鉄ボルテン㈱	450	百万円
(株)サンマルコ	100	
合計	550	

(注) 保証極度額を記載しております。

(6) 受取手形等割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高 195 百万円

電子記録債権割引高 552

(7) 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は次のとおりであります。

圧縮記帳額	112	百万円
(うち、建物及び構築物)	3	
(うち、機械及び装置)	109	

(8) 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行なって算定しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

5 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 63,079,256 株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 8,903,954 株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,678	31.00	2024年3月31日	2024年6月27日	利益剰余金
2024年11月6日 取締役会	普通株式	975	18.00	2024年9月30日	2024年12月2日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,191	22.00	2025年3月31日	2025年6月27日	利益剰余金

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については原則として銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は、取引権限を定めた社内規程に従い、実需の範囲内で格付の高い金融機関とのみ取引を行う方針としております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価を把握しております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る運転資金の調達及び設備投資に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*3)	時価(*3)	差額
① 投資有価証券			
I 満期保有目的の債券	200	190	△9
II その他有価証券	1,605	1,605	—
② 長期借入金(*4)	(7,062)	(7,062)	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は「① 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,387

(*3) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(*4) 1年以内に返済予定の長期借入金残高を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,605			1,605

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債		190		190
長期借入金		7,062		7,062

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
10,089	△21	10,067	12,095

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については外部の不動産鑑定士による評価に基づく金額（ただし、直近の評価時点から一定の評価額や指標等に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標等を用いて調整した金額）、その他の物件については一定の評価額や指標等により算定した金額であります。

8 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,971円57銭
1株当たり当期純利益	105円14銭
(算定上の基礎)	
1株当たり当期純利益	
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	5,695百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,695
普通株式の期中平均株式数	54,169千株

9 重要な後発事象に関する注記

(合弁会社設立に関する基本合意書締結)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、日本製鉄株式会社との間で、新規電気炉設備の建設、保有および当社への賃貸を目的とした合弁会社設立ならびに両社の業務提携に関する基本合意書を締結することについて決議し、同日付で基本合意書を締結いたしました。

1. 合弁会社設立の目的及び背景

当社は、2022年度を初年度とする中期経営計画の重点方針の中で、「5万トン/月の電気炉生産体制の確立」および「電気炉生産増強策の詳細検討」を公表しております。CO₂排出量が高炉に比べて少なく、鉄スクラップを製品に再生する資源循環プロセスである電気炉鋼のニーズが高まっている状況において、本中期経営計画では、特に電気炉新設を含めた抜本的な電気炉生産能力の増強策の具体的な検討を重ねておりました。

このような背景の下、当社は日本製鉄との間で新規電気炉設備の建設、保有および当社への賃貸を目的とした合弁会社設立に向けて協議を進めてまいりましたが、この度基本合意書を締結するに至りました。

2. 合弁会社の概要

名称	未定
所在地	大阪市大正区船町一丁目1番66号
代表者の役職・氏名	未定
事業内容	鋼片製造に必要な新規電気炉設備の保有・賃貸
出資額（注）	500億円程度
合弁契約の締結	2025年9月（予定）
合弁会社の設立	2026年3月（予定）
出資比率	当社：51%、日本製鉄株式会社：49%

（注）主として新規電気炉設備に係る設備投資に充当する予定であります。

(重要な設備投資)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、長期ビジョン実現に向けた新電気炉投資について決議いたしました。

1. 設備投資の目的

当社は、2022年5月10日に公表した「中山製鋼所グループ2030長期ビジョン」に基づき、グループ一体での付加価値向上やカーボンニュートラル・循環型社会の実現に向けた取り組み強化を図っていくため、抜本的な電気炉生産能力の増強策として、本投資を決定いたしました。

なお、本投資は、日本製鉄株式会社と当社が出資し合弁会社を設立し、当社船町工場構内に電気炉設備を新設するものであり、当社が当該電気炉設備を賃借して電気炉操業を行う予定です。

2. 設備投資の概要

所在地	大阪市大正区船町一丁目1番66号（当社船町工場構内）
想定生産量	120万トン/年（電気炉粗鋼）
着工時期	2026年8月（予定）
稼働時期	2030年以降（予定）
投資額（注）	総額950億円程度

（注）当社及び合弁会社による設備投資額を合算した金額であります。

10 収益認識に関する注記

（1）収益の分解情報

当社グループの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

	事業			
	鉄鋼 (百万円)	エンジニア リング (百万円)	不動産 (百万円)	合計 (百万円)
顧客との契約から生じる収益	166,486	1,858	—	168,345
その他の収益	—	—	984	984
売上高合計	166,486	1,858	984	169,329

（2）収益を理解するための基礎となる情報

「1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（3）会計処理基準に関する事項

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 II 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3）当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の当連結会計年度期首残高、期中変動額、期末残高のいずれにおいても金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

株主資本等変動計算書

株式会社 中山製鋼所

第131期 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		
当期首残高	20,044	16,977	15	16,992	51,748	△774	88,012
事業年度中の変動額					△2,654		△2,654
剰余金の配当					4,847		4,847
土地再評価差額金の取崩						△0	△0
当期純利益			15	15		1	17
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	15	15	2,193	1	2,210
当期末残高	20,044	16,977	31	17,008	53,942	△773	90,222

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,477	2,389	3,867	91,879
事業年度中の変動額				△2,654
剰余金の配当				4,847
土地再評価差額金の取崩				△0
当期純利益				17
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)	△661	△29	△690	△690
事業年度中の変動額合計	△661	△29	△690	1,519
当期末残高	816	2,359	3,176	93,399

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[個別注記表]

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

I 満期保有目的の債券 … 債却原価法（定額法）によっております。
II 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法によっております。
III その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの … 決算日の市場価格に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ … 時価法によっております。

③ 棚卸資産 … 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

I 2007年3月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によっております。

なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

II 2007年4月1日以後に取得したもの

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 … 10～50年

機械及び装置 … 5～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれる低濃度P C B廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

④ 解体撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産等の撤去費用に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社に対する将来の損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額に基づき計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 過去勤務費用および数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、翌事業年度から費用処理しております。

c. その他

当社の一部については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社は鋼材製品の販売を主な事業とし、これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しています。ただし、国内販売において出荷から顧客への引渡しまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（5）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（譲渡制限付株式報酬制度）

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2 会計方針の変更に関する注記

連結注記表「2 会計方針の変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において「その他」に含めて表示しております「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額

101,728 百万円

（2）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保資産の帳簿価額

I 工場財団組成物件の帳簿価額

土地	6,233	百万円
機械及び装置	13,799	
建物	4,463	
構築物	939	
工具、器具及び備品	373	
車両及び運搬具	3	
合計	25,813	

II 工場財団以外の帳簿価額

土地	7,706	百万円
建物	604	
合計	8,311	

III 同上担保による債務残高

長期借入金（1年内返済含む）	7,062	百万円
----------------	-------	-----

② 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	200	百万円
--------	-----	-----

③ 中山名古屋共同発電㈱の操業等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額

関係会社株式	9	百万円
--------	---	-----

(3) 保証債務

関係会社の金融機関借入金等について保証しております。

日鉄ボルテン㈱	450	百万円
---------	-----	-----

(注) 保証極度額を記載しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	14,993	百万円
--------	--------	-----

長期金銭債権	893	
--------	-----	--

短期金銭債務	7,514	
--------	-------	--

長期金銭債務	8	
--------	---	--

なお、上記短期金銭債務には、関係会社短期借入金3,070百万円が含まれております。

(5) 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は次のとおりであります。

圧縮記帳額	112	百万円
-------	-----	-----

(うち、建物)	3	
---------	---	--

(うち、機械及び装置)	109	
-------------	-----	--

(6) 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行なって算定しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

5 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	49,551	百万円
-----	--------	-----

仕入高	38,205	
-----	--------	--

営業取引以外の取引による取引高	496	
-----------------	-----	--

6 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	8,903,954	株
------	-----------	---

7 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、有形・無形固定資産、退職給付引当金、賞与引当金、関係会社事業損失引当金等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因是、有形・無形固定資産、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、前払年金費用等であります。

8 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主等

(単位：百万円)										
属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	阪和興業(株)	大阪市中央区	45,651	鉄鋼・非鉄・金属・原燃料の売買等	被所有 直接 14.9%	鋼材の販売、 鋼片等の購入等	鋼材の販売 (注)	33,462	売掛金	9,491
							鋼片等の購入 (注)	14,385	買掛金	2,746

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)										
属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中山通商(株)	大阪市西区	96	鉄鋼製品、原燃料等の販売	所有 直接 100.0%	当社製品の販売及び当社原 料資材の納品 資金の借入・返済 役員の兼任	鋼材等の販 売 (注1)	39,491	売掛金	11,738
							原料資材の購入 (注1)	30,123	買掛金	3,500
子会社	三星商事(株)	大阪市西区	46	鉄鋼製品等の販売	所有 直接 100.0%	当社製品の販 売 役員の兼任	鋼材等の販 売 (注1)	7,650	売掛金	2,108
子会社	三星海運(株)	大阪市西区	56	製品、半製品、原料等の運搬	所有 直接 100.0%	当社製品、半 製品、原料等 の運搬 資金の借入・返済 役員の兼任	資 金 の 借 入・返済 (注2)	—	短期借入金	2,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用してあります。当該CMS取引における貸付金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額はCMSによる借入額と返済額を相殺し、純額を記載しております。

9 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,724円02銭
1株当たり当期純利益	89円49銭
(算定上の基礎)	
1株当たり当期純利益	
損益計算書上の当期純利益	4,847百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	4,847
普通株式の期中平均株式数	54,169千株

10 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11 収益認識に関する注記

連結注記表「10 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。